

板橋区
障がい福祉計画（第5期）
障がい児福祉計画（第1期）
中間のまとめ（策定委員会素案）



板橋区

はじめに

区長挨拶

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨.....
- 2 計画の位置づけ.....
 - (1) 障がい者計画との関係.....
 - (2) 区他計画との関係.....
- 3 計画の期間.....

第2章 板橋区の障がい者の現状とふりかえり

- 1 障がい者数の推移と傾向.....
 - (1) 障がい者の推移と傾向.....
 - (2) 障がい児の推移と傾向.....
- 2 制度の変遷.....
- 3 サービスの利用状況、取組のふりかえり.....
 - (1) 第4期板橋区障がい福祉サービスの実施状況.....
 - (2) 障がい児向けサービスの実施状況.....
 - (3) 地域生活支援事業の実施状況.....
 - (4) 障がい者・児実態意向調査の結果.....

第3章 計画の目標

- 1 国の基本指針.....
- 2 板橋区の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本目標.....
- 3 板橋区の重点目標.....
 - (1) 障がい児の成長を支える体制の整備.....
 - ① 主に幼児期の目標
 - ② 主に学齢期の目標
 - ③ 主に就職期の目標
 - (2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援.....
 - (3) 地域における自立支援の仕組みづくり.....
 - (4) 障がいの特性に応じた支援.....
 - (5) 障がい者の権利擁護.....

第4章 重点目標達成のための取り組み

- 1 障がい児.....
 - (1) 早期発見と情報共有の取り組み.....
 - (2) 軽度知的障がい、発達障がいへの対応.....
 - (3) 重症心身障がい、医療的ケアが必要な子どもへの対応.....
 - (4) 切れ目のない連携体制の見える化.....
- 2 障がい者.....
 - (1) 障がい者の社会参加促進.....
 - (2) 障がい者の就労支援・定着支援.....
 - (3) 地域生活支援拠点・グループホームの整備.....

- (4)精神障がい者の地域包括ケア.....
- (5)発達障がいや難病患者等への対応.....
- (6)障がい者の権利擁護.....
- (7)虐待の防止.....
- (8)意思決定支援、成年後見の利用促進.....

第5章 サービスの必要見込量と確保のための方策
(検討中)

第6章 計画の円滑な推進のために

- 1 円滑な推進に必要な支援策.....
- 2 計画の推進体制.....

第7章 資料編

第1章



計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1

計画の策定にあたって

策定の趣旨

『板橋区障がい福祉計画（第4期）』の計画期間が平成29年度をもって終了することから、新たに、『板橋区障がい福祉計画（第5期）』を策定します。また、児童福祉法の改正により、区市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に障がい児福祉計画（第1期）を新たに策定します。

計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画であり、「障がい者計画」の実施計画にあたります。新たに策定する「障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づく法定計画であり、同法の規定により、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして作成するものです。

区の保健福祉施策を総合的に推進する地域保健福祉計画と障がい福祉計画は、密接なかかわりを有していることから、整合・連携を図るとともに、区の他の個別計画とも、調和を図ります。

計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、『第5期計画』を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの 3 障がいの一元化が図られました。また、入所施設や精神科病院からの地域移行や就労支援の強化の方向性が打ち出されました。平成 23 年 8 月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障がい福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

板橋区においても、障害者総合支援法に基づく「板橋区障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。そして、「板橋区障がい福祉計画（第 4 期）」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「板橋区障がい福祉計画（第 5 期）」を策定します。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、区市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に「障がい児福祉計画（第 1 期）」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画との関係

法で義務付けられている「障がい者計画」は、障がい福祉の基本計画であり、板橋区においては、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」（以下「地域保健福祉計画」）が担っています。「障がい者計画」に基づき、障がい福祉サービス等の提供の確保に関する計画が「障がい福祉計画」になります。

今回新たに策定する「障がい児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画等」）を一体のものとして作成できるものです。障がい福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、板橋区では、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体のものとして作成します。

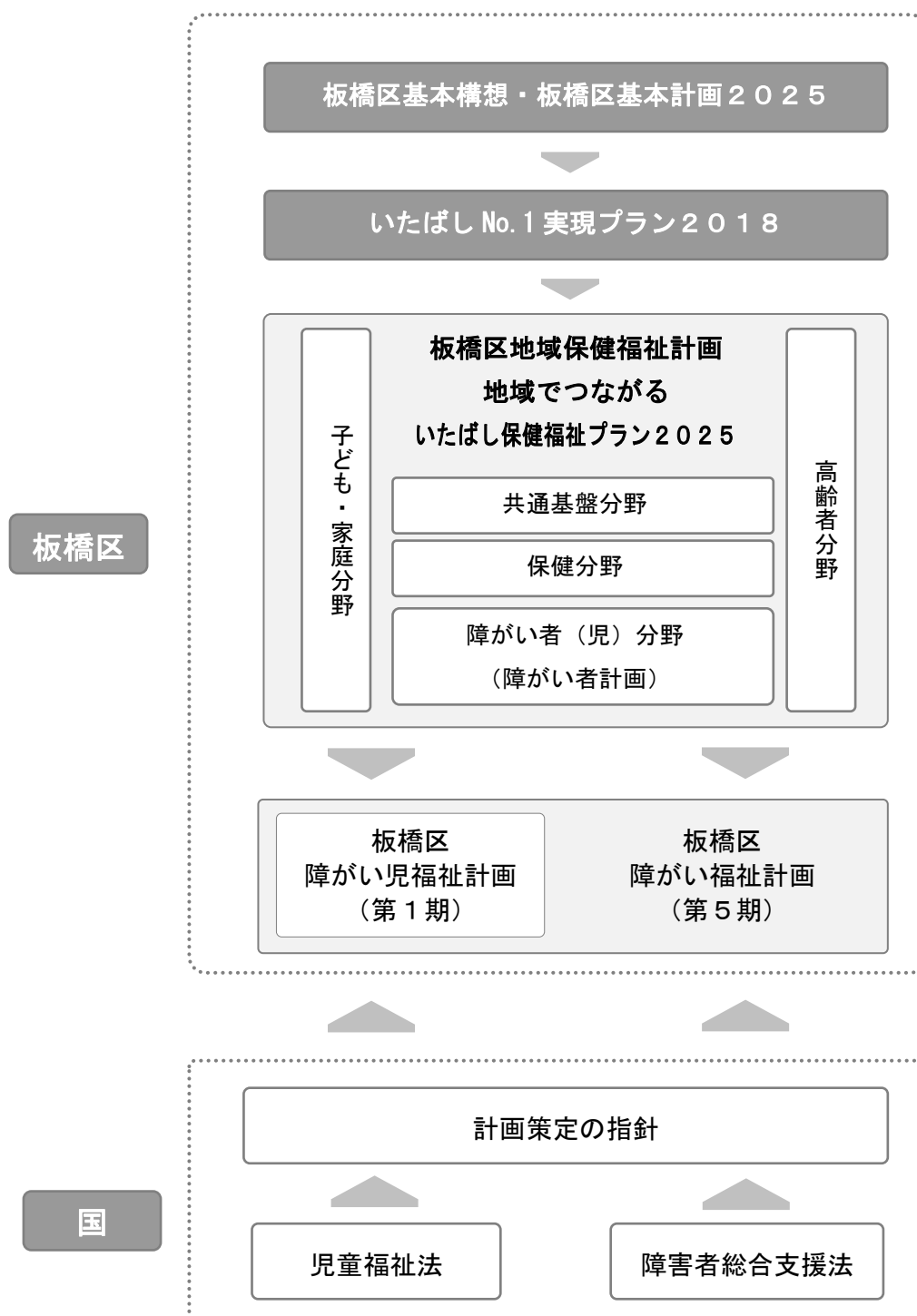
また、「地域保健福祉計画」では障がい者（児）分野の施策の方向性として＜障がい児の成長を支える体制の整備＞が掲げられ、現行の「第4期障がい福祉計画」でも＜障がい児支援の充実＞が既に重点目標となっていることから、新たな「障がい児福祉計画」は、「地域保健福祉計画」の施策の方向性を踏襲し、従来の「障がい福祉計画」の障がい児分野を一層充実させる役割を担います。

【表 板橋区の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	板橋区障がい福祉計画 (第5期)	板橋区障がい児福祉計画 (第1期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置付け	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	平成30年度～平成32年度	
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度までの数値目標を設定 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携

(2) 区他計画との関係

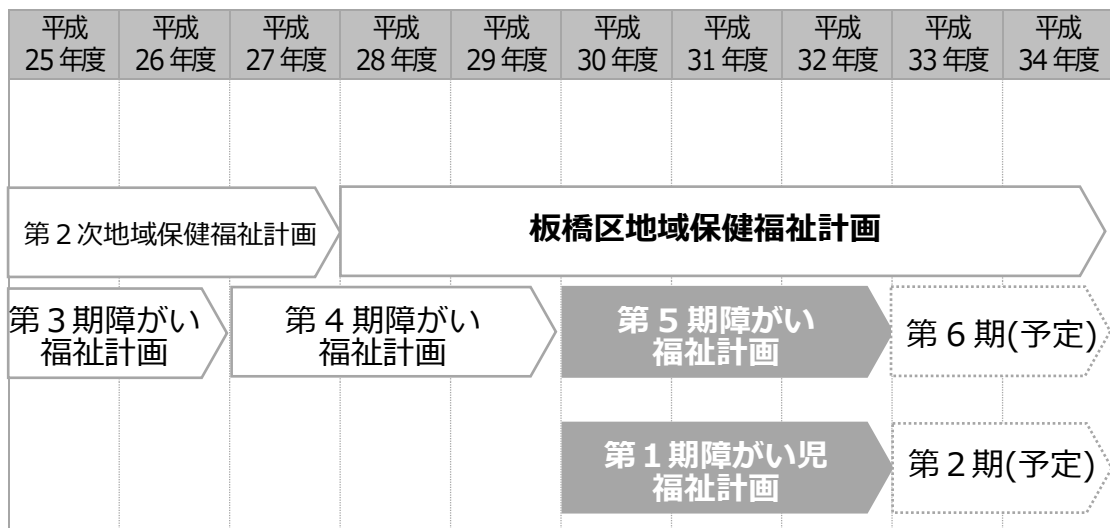
板橋区の保健福祉施策を総合的に推進する地域保健福祉計画と障がい福祉計画等は、密接なかかわりを有していることから、整合・連携を図るとともに、区の他の個別計画とも、調和を図ります。



3 計画の期間

障がい福祉計画等は、3年を1期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、『第5期計画』を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。なお、地域保健福祉計画は、10年を1期とする計画であり、「板橋区地域保健福祉計画～地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025～」は、平成28年度から平成37年度までの10年間になります。

【図 計画期間】



第2章



板橋区の障がい者の現状と ふりかえり

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 制度の変遷
- 3 サービスの利用状況、取組のふりかえり

2 板橋区の障がい者の現状とふりかえり

障がい者数の推移と傾向

障がい者の推移をみると増加傾向で、手帳所持者と難病認定者をあわせて、平成 29 年度では 31,387 人となっています。

身体・知的の障がい児の推移をみると、増加傾向で、平成 29 年度では 1,250 人となっています。身体障がい児は減少傾向にありますが、知的障がい児は増加しています。

制度の変遷

障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正など、近年、障がい者福祉に関わる法令等の改正が多く見られます。障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

サービスの利用状況、取組のふりかえり

障がい福祉サービスの実施状況をみると、施設入所支援や生活介護が減少・横ばいで、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）で利用人数が増加しています。

地域生活支援事業の実施状況をみると、必須事業では、福祉体験学習・区民交流会・研修会等が増加しています。任意事業では、日中一時支援、訪問入浴サービスで増加しています。

障がい児向けサービスの実施状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスで利用人数が増加しています。

第2章

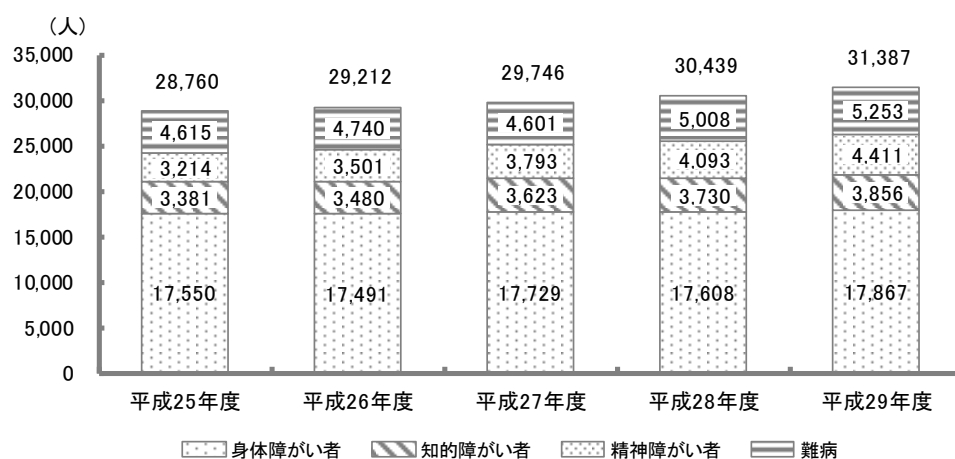
板橋区の障がい者の現状とふりかえり

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

障がい者の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成29年度では31,387人となっています。身体障がい者は横ばい状態ですが、知的障がい者や精神障がい者は増加しており、特に精神障がい者は、平成25年度に比べ約1,200人増加しています。

【障がい者の推移】



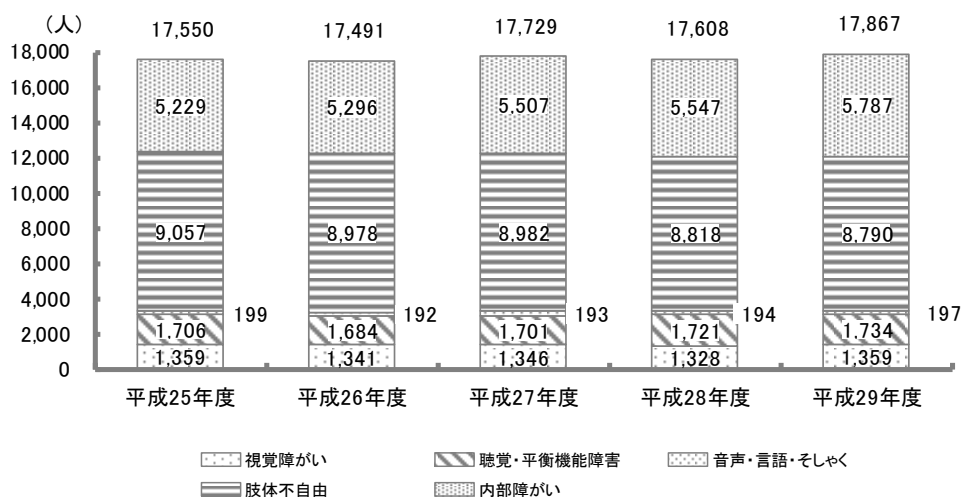
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	伸び率
板橋区人口	537,668人	540,549人	546,414人	553,257人	558,809人	104%
障がい者数	28,760人	29,212人	29,746人	30,439人	31,387人	109%
身体障がい者	17,550人	17,491人	17,729人	17,608人	17,867人	102%
知的障がい者	3,381人	3,480人	3,623人	3,730人	3,856人	114%
精神障がい者	3,214人	3,501人	3,793人	4,093人	4,411人	137%
難病	4,615人	4,740人	4,601人	5,008人	5,253人	114%

※ここでの伸び率は、平成29年度の数値を平成25年で除した数値

※統計上、各障がい手帳所持者を障がい者としており、難病は難病医療費等助成制度認定者数
(平成29年4月1日現在)

身体障がい者の推移をみると、ほぼ横ばい傾向ですが、内部障がい者は増加しています。内部障がいは、主に心臓機能障がいや腎臓機能障がいが多く、高齢化の影響により増加していると推測されます。

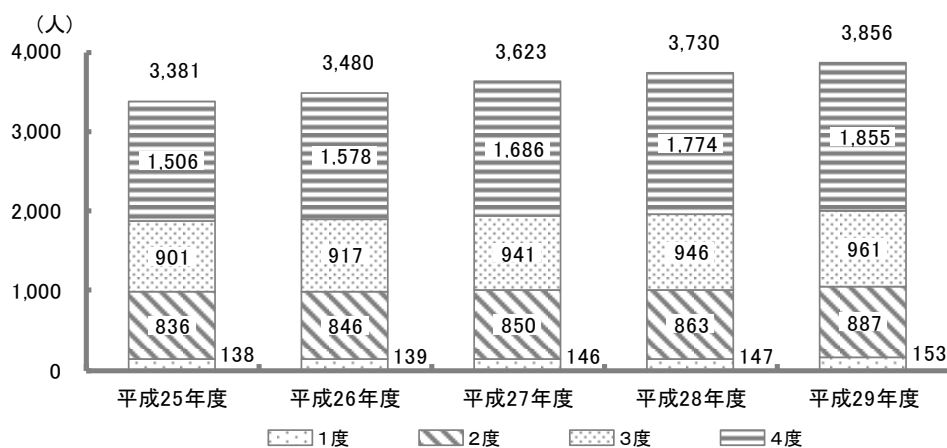
【身体障がい者の推移】



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

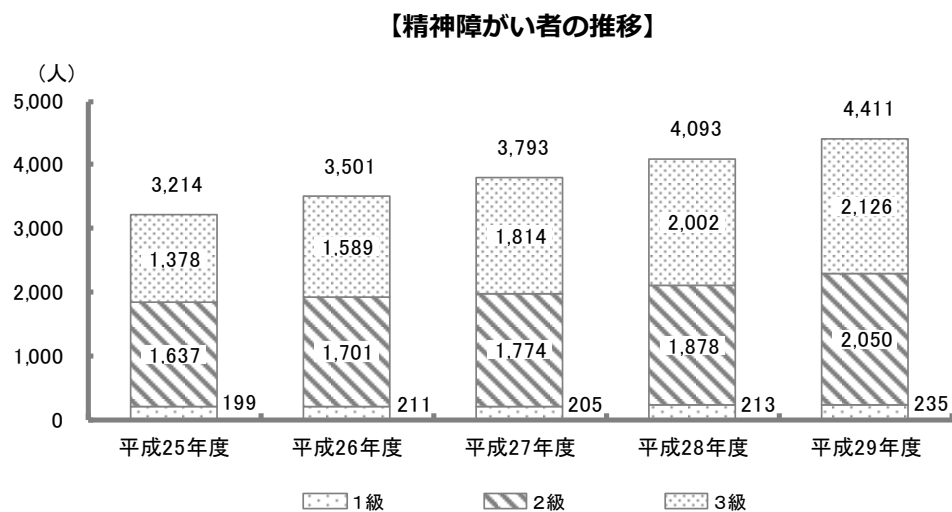
知的障がい者の推移をみると、増加傾向であり、平成 29 年度では 3,856 人となっています。また、認定別にみると、4 度（軽度）が最も多く増加しており、平成 25 年度に比べ約 350 人増加しています。

【知的障がい者の推移】



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

精神障がい者の推移をみると、増加傾向であり、平成 29 年度では 4,411 人となっています。また、認定別にみると、3 級（軽度）が最も多く増加しており、平成 25 年度に比べ約 750 人増加しています。なお、発達障がい者は、障がい手帳を取得しているとは限らないため、統計的な把握が困難になっています。



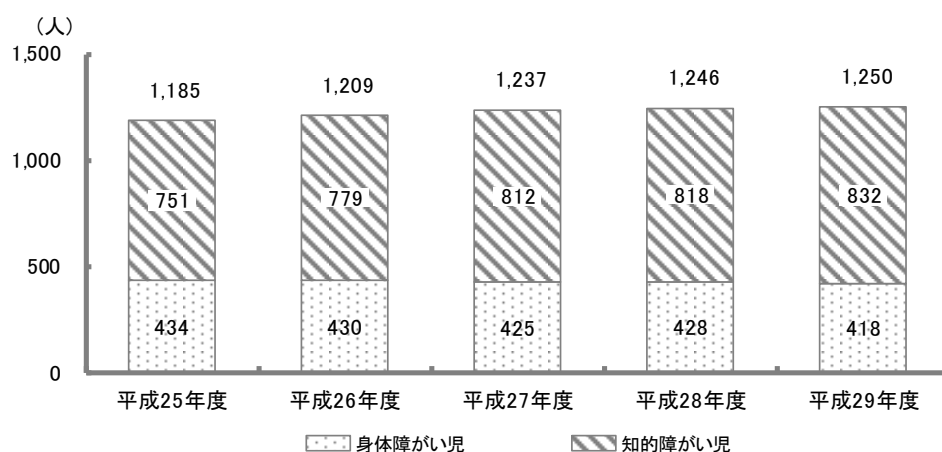
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(2) 障がい児の推移と傾向

障がい児の推移をみると、増加傾向であり、平成 29 年度では 1,250 人となっています。また、障がい種別にみると、身体障がい児は微減傾向にありますが、知的障がい児は増加しており、平成 25 年度に比べ約 80 人増加しています。

なお、発達の遅れやつまずき等があっても、障がい手帳を取得するとは限らないため、手帳を持たなくても支援が必要な子どもがいますが、統計的な把握は困難になっています。

【障がい児の推移】

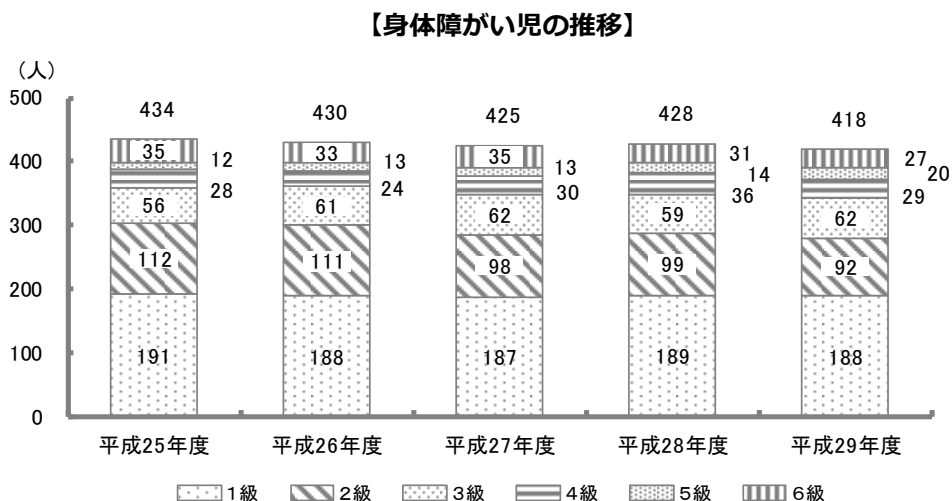


年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	伸び率
18 歳未満人口	71,697 人	72,186 人	72,711 人	73,643 人	74,075 人	103%
障がい児	1,185 人	1,209 人	1,237 人	1,246 人	1,250 人	105%
身体障がい児	434 人	430 人	425 人	428 人	418 人	96%
知的障がい児	751 人	779 人	812 人	818 人	832 人	111%

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

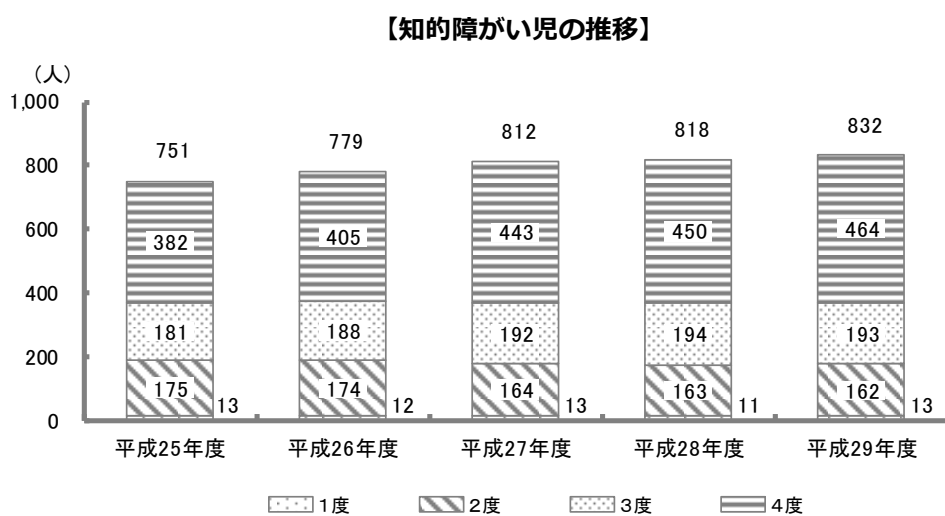
※ここでの障がい児は各障がいに関する手帳所持者。

身体障がい児の推移をみると、平成 29 年度では 418 人となっています。また、認定別にみると、1 級、2 級が多く、比較的重い障がい児が多くなっています。



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

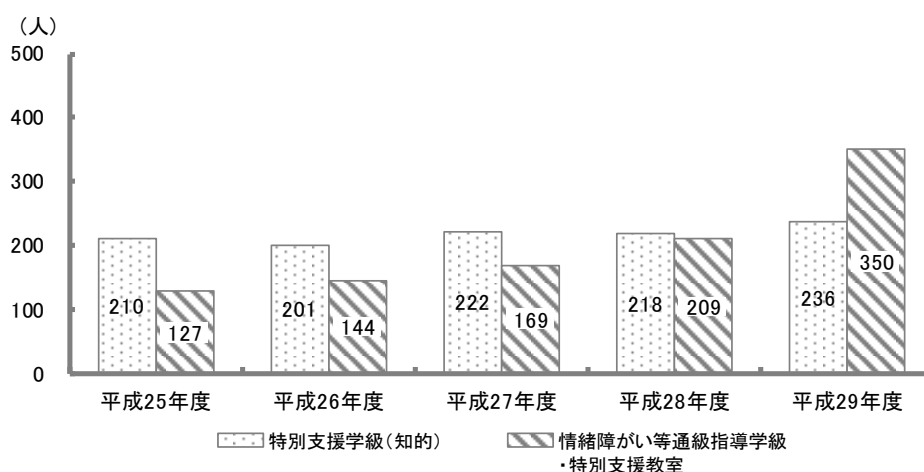
知的障がい児の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成 29 年度では 832 人となっています。また、認定別にみると、4 度（軽度）の障がい児が多くなっています。



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

学齢期では、近年、小学校の情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室の利用者が非常に増えています。小学校の情緒障がい等通級指導学級は、児童が他校に設置された学級へ通い特別な指導を受ける通級制度から、教員が対象の児童の在籍校を巡回して特別支援教室で指導する制度へ変更され、保護者の送り迎えが必要ないなどの理由から、利用が増加したと考えられます。

【特別支援学級等在籍児の推移（小学校）】

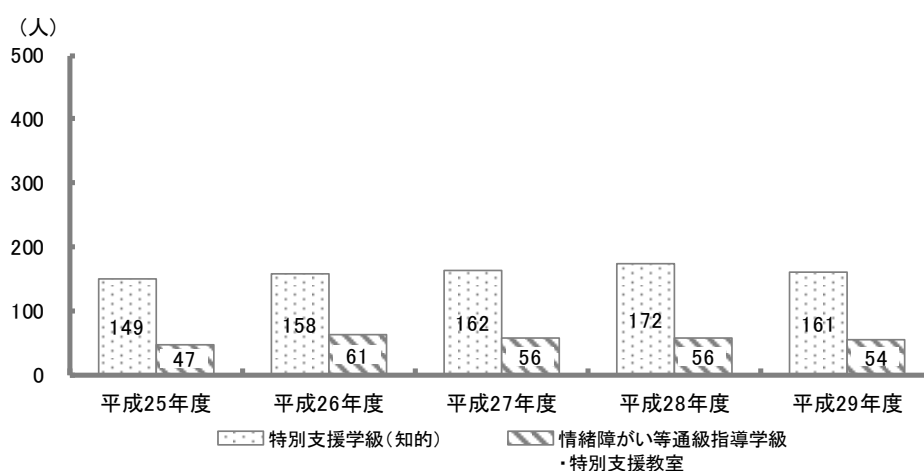


※特別支援学級は、区立小学校の在籍数であり、国立、都立の特別支援学校の在籍者数は含まない。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

中学校では、小学校と比較し、情緒障がい等通級指導学級の利用者は減少しています。

【特別支援学級等在籍児の推移（中学校）】



※特別支援学級は、区立中学校の在籍数であり、国立、都立の特別支援学校の在籍者数は含まない。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

2 制度の変遷

近年の、主な障がい者福祉の動向を整理すると、以下のとおりになります。

障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月施行	「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成 23 年 7 月に成立し、平成 23 年 8 月より施行され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直された。
障害者虐待防止法の成立	平成 24 年 10 月施行	虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められた。
障害者総合支援法の成立	平成 25 年 4 月施行	障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。平成 25 年 4 月からは、障がい者（児）の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となった。また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。
障害者優先調達推進法の成立	平成 25 年 4 月施行	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。
障害者基本計画の策定	平成 25 年 9 月決定	平成 24 年 12 月に内閣総理大臣あてに提出された「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間で対象とする、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる、障害者基本計画（第 3 次）が策定された。
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1 月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

制度の動向	時期	概要
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。施行は平成 27 年 1 月 1 日。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月施行	平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいと理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込む事を法定義務とした。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。
成年後見制度の利用促進法の成立	平成 28 年 5 月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の改正	平成 28 年 8 月施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 8 月 1 日。
介護保険法等の改正	平成 30 年 4 月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。この中で、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	平成 30 年 4 月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正	審議中	都道府県が入院措置を講じた者に対する退院後の援助を強化するとともに、精神障がい者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、医療保護入院に必要な手続、精神保健指定医の指定制度等について見直しを行うとする、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 2 月に提出された。

3 サービスの利用状況、取組のふりかえり

(1) 第4期板橋区障がい福祉サービスの実施状況

障がい福祉サービスの実施状況では、生活介護の利用が横這いの一方で、就労移行支援、就労継続支援の実績が増加しています。障害者雇用促進法の影響で、企業の採用意欲、障がい者の就労意欲が高まり、就労支援に関わるサービスの利用が伸びています。一方、施設入所支援の利用者が減りつつあり、共同生活援助（グループホーム）が増加しています。

【障がい福祉サービスの実施状況】

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	時間分	11,708	12,419	106.1%	13,521	11,843	87.6%	14,153	13,201	93.3%
		人/月	656	776	118.3%	814	784	96.3%	852	855	100.4%
	重度訪問介護	時間分	13,667	15,070	110.3%	15,608	15,958	102.2%	15,931	16,455	103.3%
		人/月	38	52	136.8%	56	54	96.4%	62	54	87.1%
	同行援護	時間分	3,651	3,882	106.3%	3,937	3,953	100.4%	3,980	4,186	105.2%
		人/月	200	140	70.0%	148	145	98.0%	152	152	100.0%
行動援護	時間分	155	113	72.9%	155	0	0.0%	155	7	4.5%	
	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	15,926	16,575	104.1%	17,879	16,584	92.8%	18,355	16,633	90.6%
		人/月	787	860	109.3%	903	858	95.0%	927	860	92.8%
	自立訓練(機能訓練)	人日分	73	110	150.7%	120	122	101.7%	125	59	47.2%
		人/月	8	7	87.5%	6	7	116.7%	7	4	57.1%
	自立訓練(生活訓練)	人日分	999	1,167	116.8%	1,241	1,137	91.6%	1,279	1,456	113.8%
		人/月	36	51	141.7%	53	46	86.8%	57	54	94.7%
	就労移行支援	人日分	1,472	1,768	120.1%	1,873	2,000	106.8%	1,895	2,280	120.3%
		人/月	110	105	95.5%	113	122	108.0%	115	148	128.7%
	就労継続支援(A型)	人日分	747	675	90.4%	743	809	108.9%	762	1,014	133.1%
		人/月	41	38	92.7%	44	45	102.3%	45	56	124.4%
	就労継続支援(B型)	人日分	10,937	11,563	105.7%	12,610	11,618	92.1%	12,887	11,949	92.7%
		人/月	696	706	101.4%	730	707	96.8%	746	735	98.5%
療養介護	人/月	53	51	96.2%	51	51	100.0%	51	56	109.8%	
短期入所	人日分	652	747	114.6%	815	853	104.7%	864	1,053	121.9%	
	人/月	76	94	123.7%	97	99	102.1%	104	111	106.7%	
共同生活援助(グループホーム)	人/月	58	247	425.9%	260	264	101.5%	277	305	110.1%	
施設入所支援	人/月	421	428	101.7%	420	400	95.2%	415	398	95.9%	
地域移行支援	人/月	—	1	—	3	1	33.3%	5	3	60.0%	
計画相談支援	人/月	—	110	—	260	185	71.2%	330	286	86.7%	

(2) 障がい児向けサービスの実施状況

障がい児向けサービスの実施状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスで利用人数が増加しています。

【障がい児向けサービスの実施状況】

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人/月	—	106	—	173	146	84.4%	200	213	106.5%
医療型児童発達支援	人/月	—	2	—	5	5	100.0%	5	11	220.0%
放課後等デイサービス	人/月	—	282	—	387	355	91.7%	425	417	98.1%
障害児相談支援	人/月	—	8	—	55	20	36.4%	70	58	82.9%
保育所等訪問支援	人/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—

児童発達支援の支給決定状況をみると、幼稚園や保育園に通いながら、利用している幼児が多くいます。

【児童発達支援の実施状況 平成 29 年 6 月支給決定】

	単位	支給決定全体	幼稚園利用幼児	保育園利用幼児
児童発達支援	人	237	85	66

放課後等デイサービスの支給決定状況をみると、多くが特別支援学校や特別支援学級の児童生徒であり、情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室、通常の学級の児童生徒は少数です。

【放課後等デイサービスの実施状況 平成 29 年 6 月支給決定】

	単位	支給決定全体	特別支援学校・ 特別支援学級(知的)	情緒障がい等 通級指導学級・ 通常の学級
放課後等デイサービス	人	422	379	35

(3) 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業とは、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟に事業を実施できる国の制度です。

地域生活支援事業の実施状況をみると、必須事業では、福祉体験学習・区民交流会・研修会、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、移動等支援事業実施箇所が増加しています。任意事業では、日中一時支援、訪問入浴サービスが増加しています。

【地域生活支援事業の実施状況（必須事業）】

サービス名	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度計画	
理解促進研修・啓発事業				
福祉体験学習・区民交流会・研修会	5,086 人	5,422 人	3,950 人	
成年後見制度利用支援事業				
利用支援・費用助成	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業				
手話相談員設置事業	6 人	6 人	6 人	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	3,046 人	3,375 人	3,000 人	
公文書点字化サービス	実施	実施	実施	
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	20 件	32 件	50 件	
自立生活支援用具	118 件	100 件	140 件	
在宅療養等支援用具	63 件	69 件	75 件	
情報・意思疎通支援用具	130 件	134 件	135 件	
排泄管理支援用具	9,595 件	8,394 件	7,900 件	
居宅生活動作補助用具	12 件	14 件	30 件	
手話奉仕員養成研修事業				
手話講習会	165 人	178 人	200 人	
移動等支援事業				
実施箇所	272 か所	285 か所	280 か所	
年間利用見込者数	9,429 人	9,847 人	11,000 人	
年間延利用時間数	99,413 時間	102,846 時間	115,000 時間	
地域活動支援センター機能強化事業				
I 型	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	280 人	283 人	300 人
II 型	実施箇所	5 か所	4 か所	5 か所
	実利用者数	148 人	136 人	180 人
III 型	実施箇所	0 か所	0 か所	0 か所
	実利用者数	0 人	0 人	0 人

【地域生活支援事業の実施状況（任意事業）】

サービス名	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度計画
日常生活支援			
日中一時支援	1,502 日	2,567 日	1,900 日
訪問入浴サービス	1,318 回	1,403 回	1,800 回
社会参加促進事業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
文化芸術活動振興	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施
権利擁護支援			
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施
就業・就労支援			
更生訓練費支給	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施

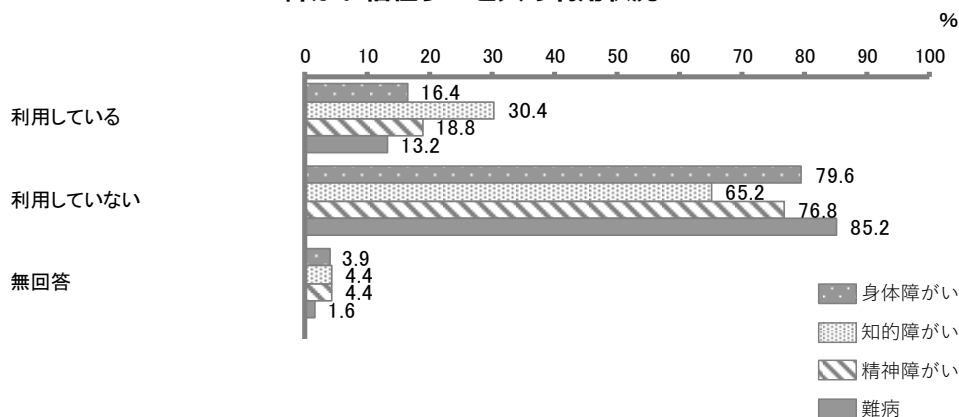
(4) 障がい者・区民実態意向調査の調査結果

本計画策定のため、障がい者と区民にアンケートを実施しました。
 主な結果は以下の通りです。(数値は暫定的で、最終版では差し替えます)

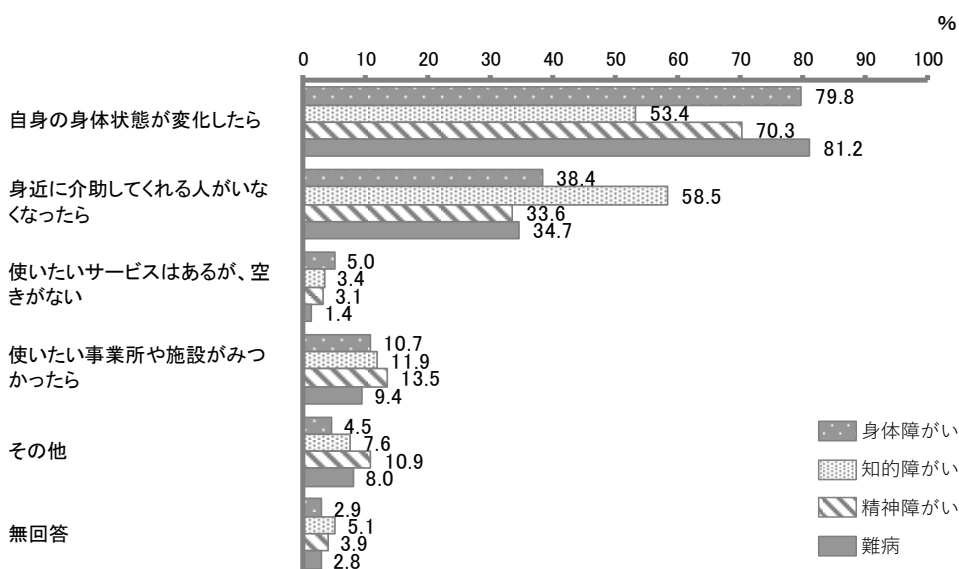
※全体について

- ① 多くの障がい者（手帳所持者）は、障がい福祉サービスを利用せずに暮らしています。しかし、心身状況の変化や、身近に介護してくれる人がいなくなったら、障がい福祉サービスが必要になると考えています。

障がい福祉サービスの利用状況

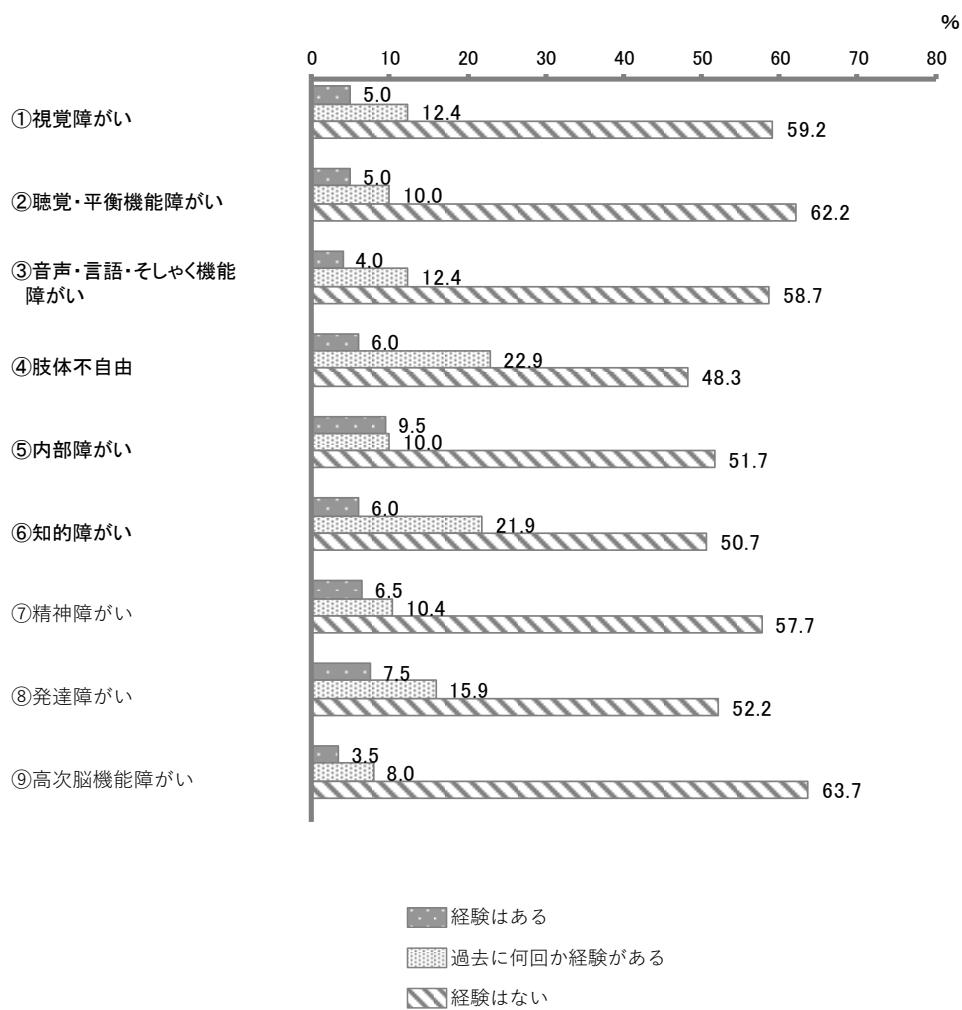


障がい福祉サービスが必要な状況



② 区民は、障がい者とともに活動する機会が少なく、あまり関心がないことも考えられます。

障がいのある人といっしょに活動をした経験

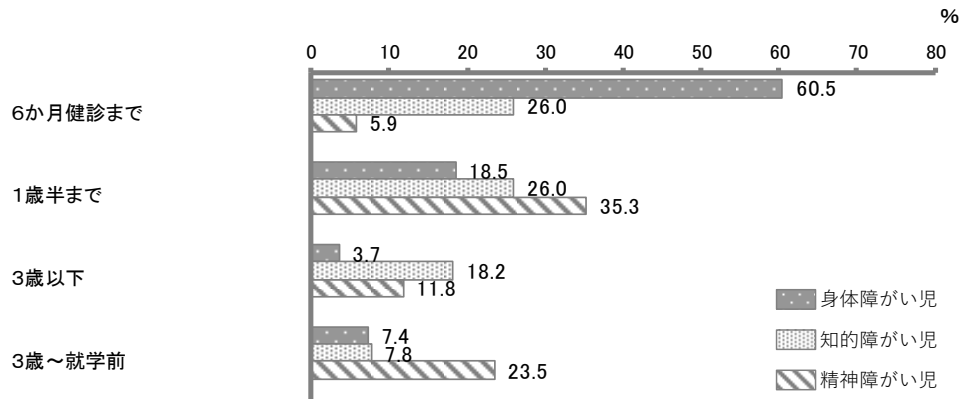


※経験はある（「今、一緒に活動している」「頻繁にある」「たびたびある」の合算）

※障がい児について

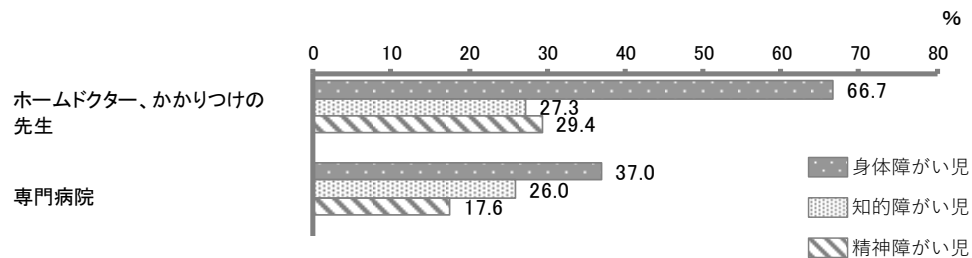
- ③ 保護者が子どもの発達等について気になり始める時期は、身体障がいは乳児期、知的障がい・精神障がいは、就学前のケースが多くなっています。

子どもの発達等について気になり始める時期

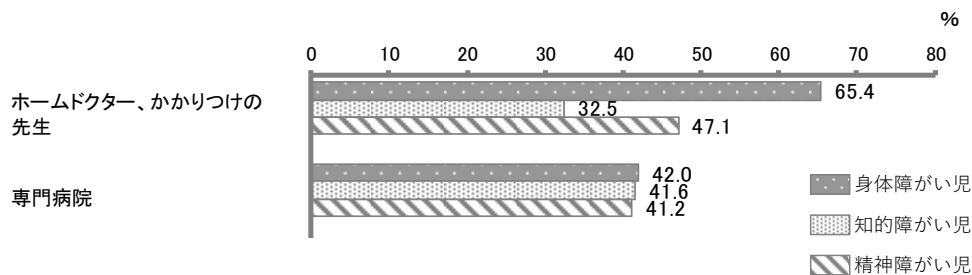


- ④ 発達等が気になった保護者が、最初に相談する機関は医療機関が多く、その後も継続して医療機関に相談しています。

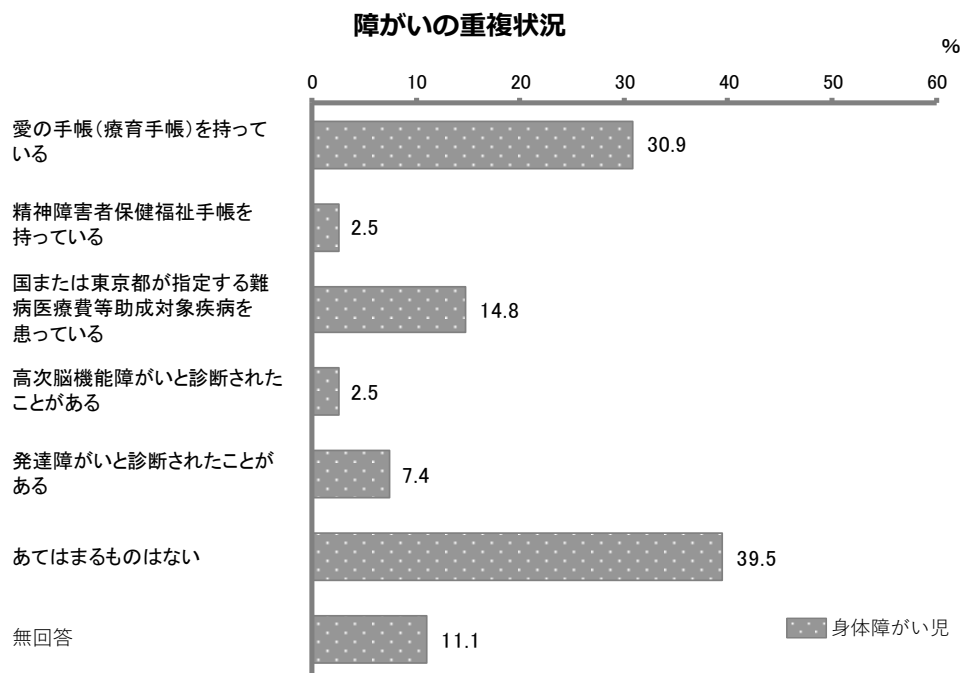
子どもの発達等の最初の相談先



現在の主な相談先

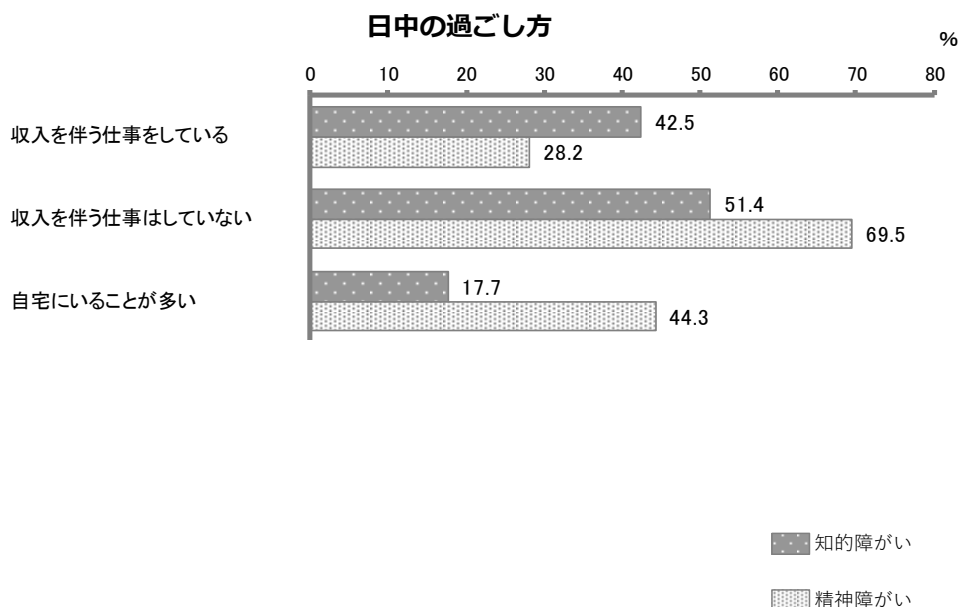


⑤ 特に身体障がい児は、知的障がい等の重複障がいの比率が高く、保護者の負担は大きくなっています。



※精神障がいについて

⑥ 知的障がい者よりも精神障がい者のほうが、日中家にいることが多く、働けないでいます。



※区に望む施策について

- ⑦ 障がい者が区に望む施策は、早期発見や就労支援、福祉のまちづくりであり、区民が望む施策は、就労支援と教育の充実です。

【対象別上位5回答】

(単位：%)

	身体障がい者	知的障がい	精神障がい	難病患者	区民
1	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	利用できる施設を増やすこと	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること
	42.4	47.5	43.0	42.4	56.7
2	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること
	42.1	43.1	40.9	42.4	53.7
3	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること	相談体制を充実させること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること
	38.2	39.8	37.6	36.8	45.3
4	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	相談体制を充実させること
	35.5	38.7	37.6	34.0	38.3
5	利用できる施設を増やすこと	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	利用できる施設を増やすこと	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること
	35.5	33.1	35.9	32.8	36.8

- ⑧ 今後の障がい福祉サービスとして利用が希望されているのは、主に相談支援ですが、障がいごとに特徴があります。

【対象別上位5回答】

(単位：%)

	身体障がい者	知的障がい	精神障がい
1	相談支援	短期入所（ショートステイ）	相談支援
	20.4	27.6	30.9
2	居宅介護（ホームヘルプ）	共同生活援助（グループホーム）	就労継続支援（A型、B型）
	12.5	26.5	16.1
3	短期入所（ショートステイ）	施設入所支援	居宅介護（ホームヘルプ）
	11.8	24.9	16.1
4	生活介護	就労継続支援（A型、B型）	自立訓練（機能訓練、生活訓練）
	8.9	23.2	11.7
5	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	相談支援	生活介護
	8.9	23.2	11.4
—	この中に、利用したいサービスはない	この中に、利用したいサービスはない	この中に、利用したいサービスはない
	42.1	5.5	25.2

第3章



計画の目標

- 1 国の基本指針
- 2 板橋区の障がい者・児支援の基本的な方向性
- 3 板橋区の重点目標

3

計画の目標

国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

板橋区の障がい者・児童支援の基本目標

障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、地域における共生社会の実現に向け、めざす社会像を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」とし、この社会像を区民・事業者と行政とで共有するものとします。

板橋区の重点目標

板橋区の現状と主要課題や国の施策の方向などを踏まえ、めざすべき社会像である「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」に向けて、過去の重点目標を振り返りつつ、今後の新たな目標を設定します。

重点目標は以下の5つを定めます。

- ・障がい児の成長を支える体制の整備
- ・社会参加の促進・障がい者の就労支援
- ・地域における自立支援の仕組みづくり
- ・障がいの特性に応じた支援
- ・障がい者の権利擁護

第3章

計画の目標

1 国の基本指針

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度末における地域生活に移行する者 ・平成32年度末の施設入所者数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度中に一般就労に移行する者 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

2 板橋区の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本目標

基本目標

一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり

障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、地域における共生社会の実現に向け、めざす社会像を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」とし、この社会像を区民・事業者と行政とで共有するものとします。

「自分らしく」とは、障がい者の立場からみれば、自らの責任と判断のもとに、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、その人らしく暮らすことを意味します。障がいがあっても、適切な支援を活用しながら地域の中でともに暮らし、ともに支え合いながら暮らせる社会の実現が望まれます。障がい児に対しては、障がいを早期に発見し、本人の最善の利益を守るために、どのような配慮と支援が必要かを関係者が共有し、発達状況に応じた支援が必要です。

「社会参画できる地域づくり」には、障がい児の発達を支援できるよう、また障がい者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障がいがあっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、地域生活を支援する体制を整備することが求められます。また、基本的な福祉ニーズを公的な福祉サービスで対応しつつ、関係諸機関が相互に連携し、自助・共助・公助により、その人の社会参画を支えることも重要です。

障がい者が、その能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らせるよう、障がいのあるなしに関わらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合い、認めあうことができる地域共生社会を、住民と行政でつくっていきます。

3 板橋区の重点目標

板橋区の現状と主要課題や国の施策の方向などを踏まえ、めざすべき社会像である「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」に向けて、過去の重点目標を振り返りつつ、今後の新たな目標を設定します。

(1) 障がい児の成長を支える体制の整備

これまでの取り組み



障がい児の支援にあたっては、特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の状態に対応するため、ライフステージに応じた切れ目の無い支援や保健、医療、福祉、教育、就労支援等が連携した支援の提供が求められます。当区では、主に、健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局で、障がい児のニーズに対応してきました。

健康生きがい部は、主に母子保健や幼児期の健康診断等を通して、「気になる」子の早期発見、子ども発達支援センターや保健師による相談業務等に関わっています。

福祉部は、児童発達支援事業や放課後等デイサービスといった療育や、療育に関する障がい児相談等に関わっています。

子ども家庭部は、子ども施策を統括しつつ、保育園や子ども家庭支援センターの運営等に関わっています。

教育委員会事務局は、幼稚園や通常の学級、情緒障がい等通級指導学級（特別支援教室）、特別支援学級（知的）に関わり、あいキッズ（板橋区版放課後対策事業）等も担当しています。

板橋区では、このように、様々な部局で、従来より障がい児の成長を支援してきましたが、障がい児施策全般を通じた把握・分析・対応は不十分でした。今回、障がい児施策全般を通して実態を把握し、また、アンケートや諸資料を通して、課題を検討し、目標を設定します。

① 主に幼児期の目標

ア 早期発見と情報の共有を通じた早期支援

知的障がいや発達障がい等では、主に幼児期に、他の子どもとの違い等から配慮が必要と把握されることが多くなっています。家庭をとりまく支援機関等が気づきやすいことも多く、健康診断や保育園・幼稚園等での早期発見、保護者との情報共有を通じて、早期支援に取り組みます。

イ 相談機関、療育機関の充実

発達の遅れやつまずき、発達が「気になる」子どもについて、専門相談や療育へのニーズが高まる一方、相談機関と療育機関では、待機児童の問題が本格化しています。両サービスに対する一層の参入促進、人材確保、医療機関との連携等に取り組みます。

ウ 療育と幼児教育、保育との連携

療育を受けている児童の半数以上は、保育園や幼稚園にも通園しており、なかでも幼稚園に通う児童が多くなっています。幼稚園や保育園への支援、療育と保育・教育との連携を通して、多くの障がい児が幼稚園や保育園に通園できる環境を整備します。

エ 医療的ケア児、重症心身障がいへの対応

手帳を持つ身体障がい児は、障がいの重い子が多く、知的障がい等との重複障がいも多くなっており、重症心身障がい児の療育の体制整備に取り組みます。また、医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）を支援するための会議体を設置します。

今後の方向性

各目標を達成するための取り組みは、第4章1障がい児をご確認ください。

ア 早期発見と情報の共有を通じた早期支援

P37 (1) 早期発見、情報共有の取り組み

イ 相談機関、療育機関の充実

P37 (1) 早期発見、情報共有の取り組み

P38 (2) 軽度知的障がいや発達障がい等への対応と療育の充実

ウ 療育と幼児教育、保育との連携

P40 (3) 切れ目のない連携体制の見える化

エ 医療的ケア児、重症心身障がいへの対応

P41 (4) 重症心身障がい、医療ケアが必要な児童の対応

② 主に学齢期の目標

ア 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象への児童生徒への取り組み

特に通級指導学級は、教員が巡回して指導する体制に切り替わり、利用児童数が大幅に増加しましたが、国や都の調査では、特別な支援を必要とする児童は、依然として通常の学級に多く在籍するとされています。

また、学齢期を対象とする放課後等デイサービスの利用者には、情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室で指導を受ける児童生徒が少ないことから、通級指導学級等での指導が必要な発達障がい等の児童生徒に対する専門的な療育体制について、必要性やあり方について検討します。

イ ソーシャルインクルージョンの取り組み

放課後等デイサービスの利用者には、特別支援学校に通い、平日毎日利用しているケースが多くみられます。放課後等デイサービスは、児童生徒の療育を目的に実施されますが、社会参画（ソーシャルインクルージョン）の視点から、望ましい活用について、特にあいキッズとの連携についても検討します。

ウ 放課後等デイサービスの質の改善

学齢期を対象とする放課後等デイサービスは、年齢層においても、障がい特性においても、多様な利用者を受け入れています。一方、多くの民間事業所が参入するサービスでもあることから、質の差異が著しいため、放課後等デイサービスの質の改善について、区として取り組みます。

エ 不登校児対策と療育機関の連携

発達障がい等の持つ児童生徒を周囲が理解せず、虐待・不適切な養育、少ない成功体験、自己肯定感の低い状態が続くと、二次障がいと呼ばれる現象を引き起こし、学習困難や引きこもり・不登校等を起こすことがあります。課題のある児童生徒に対する適切なアセスメントを通じ、必要に応じて療育機関との連携を図ります。

今後の方向性

各目標を達成するための取り組みは、第4章1障がい児をご確認ください。

ア 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象への児童生徒への取り組み

P38 (2) 軽度知的障がいや発達障がい等への対応と療育の充実

イ ソーシャルインクルージョンの取り組み

P38 (2) 軽度知的障がいや発達障がい等への対応と療育の充実

ウ 放課後等デイサービスの質の改善

P38 (2) 軽度知的障がいや発達障がい等への対応と療育の充実

エ 不登校児対策と療育機関の連携

P40 (3) 切れ目のない連携体制の見える化

③ 主に就職期の目標

ア 就職のつまづきと障がい者就労支援機関の活用

特別支援学校等を卒業する生徒は、その能力と意欲に応じて、一般就労や福祉的就労（就労継続支援）、生活介護等の道を選びます。障害者雇用促進法により、障がい者の一般就労が珍しくなくなりつつある一方で、知能に特段の課題がなく、大学等に通学できる発達障がい等では、対人関係の困難さから、就職活動でつまづくことがあります。一般に学齢期よりも就職期の障がい受容のほうに困難であり、また就職の継続に支障をきたしがちであり、若者支援、就職支援の機関と障がい者就労支援機関を連携して対応します。

今後の方向性

各目標を達成するための取り組みは、第4章をご確認ください。

ア 就職のつまづきと障がい者就労支援機関の活用

P40 (3) 切れ目のない連携体制の見える化

(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援



これまでの取り組み

区は、障がい者の社会参画に取り組んできましたが、区民との協働は、まだ少ないのが実態です。アンケートでは、区民も障がい当事者も、障がいに関する教育機会の充実を求めています。

また、障害者雇用促進法による雇用の義務付けや、都や区による障がい者就労支援により、障がい者の一般就労が珍しくなくなりつつあります。区では、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）を中心に、民間の就労移行支援事業所とのネットワークを形成して、障がい者の就労を支援してきました。

目標

① 地域での社会参加の促進

区民の多くは、まだ障がい者とともに行動する経験が少なく、ソーシャルインクルージョンの視点から、同じ場所でともに行動する機会を確保し、相互理解を促進します。また、教育機会の確保にも努めていきます。

② 長期就労の支援

障がい者の一般就労は、生活環境を大きく変化させるため、特に就労の初期には、配慮や支援が必要です。また、求められる職務に対応できる十分な訓練を行わないと、早期離職を招きがちになります。板橋区は、一人でも多く一般就労できる支援よりも、一人ひとりが長期就労できる支援を重視します。

今後の方向性

各目標を達成するための取り組みは、第4章2障がい者 をご確認ください。

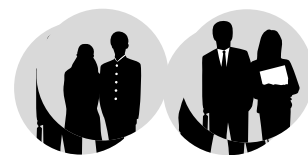
① 地域での社会参加の促進

P42 (1) 障がい者の社会参加促進

② 長期就労の支援

P44 (2) 障がい者の就労支援・定着支援

(3) 地域における自立支援の仕組みづくり



これまでの取り組み

多くの障がい者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしつづけたいと思っています。区でも基幹相談支援センターを設置し、グループホーム等の参入促進に取り組んできました。施設入所支援が減少傾向にある一方で、グループホームの利用実績は着実に拡大しており、地域で暮らす障がい者は増加傾向にありますが、一層地域全体で取り組む必要があります。

目標

① 親が安心できるように、当事者が地域で暮らし続けられる仕組み

障がい者やその家族の高齢化・障がいの重度化を踏まえ、親が安心できるように、生活の場の確保、緊急時の受入対応体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの円滑な連携等、地域の体制づくりを行ないます。

② 精神病床の長期入院患者を地域へ

精神病床から長期入院患者を退院させ、グループホーム等を経て、地域生活への移行を支援するため、患者一人一人の容態を踏まえつつ、精神科病院や支援事業者だけでなく、行政や関係機関との連携による包括的な体制を構築します。

今後の方向性

各目標を達成するための取り組みは、第4章2障がい者 をご確認ください。

① 親が安心できるように、当事者が地域で暮らし続けられる仕組み

P46 (3) 地域生活支援拠点・グループホームの整備

② 精神病床の長期入院患者を地域へ

P48 (4) 精神障がい者の地域包括ケア

(4) 障がい者の特性に応じた支援

これまでの取り組みと目標

板橋区では、発達障がいについては「地域保健福祉計画」でも着目しており、分野を超えて横断的に取り組む課題として認識してきました。

また、難病患者は、国の指定範囲が拡大の傾向にあり、平成29年4月1日現在で、障害者総合支援法の対象となる疾病は358あります。

目標

障がいにはさまざまな種類があり、その特性に応じた支援に取り組めます。

今後の方向性

目標を達成するための取り組みは、第4章 2 障がい者をご確認ください。

P49 (5) 発達障がいや難病患者等への対応

(5) 障がい者の権利擁護



これまでの取り組みと目標

板橋区では、障がい者差別解消の周知や区職員向けに啓発研修等を実施するとともに、虐待防止、早期発見の周知や、権利擁護いたばしサポートセンターが中心になり成年後見制度の促進を進めてきました。

目標

障がいのある人への配慮が広く地域で実践されるよう普及啓発を進めます。

今後の方向性

目標を達成するための取り組みは、第4章 2 障がい者をご確認ください。

P50 (6) 障がい者の権利擁護

(7) 虐待の防止

(8) 意思決定支援、成年後見制度利用促進

第4章



重点目標達成のための取り組み

- 1 障がい児
- 2 障がい者

4 重点目標達成のための取り組み

障がい児

重点目標達成のための取り組みとして、以下の項目について取り組みます。

- ・ 早期発見・情報共有の取り組み
- ・ 軽度知的障がいや発達障がいへの対応と療育の充実
- ・ 切れ目のない連携体制の「見える化」
- ・ 重症心身障がい、医療ケアが必要な児童の対応

障がい者

重点目標達成のための取り組みとして、以下の項目について取り組みます。

- ・ 障がい者の社会参加
- ・ 障がい者の就労支援、定着支援
- ・ 地域生活支援拠点・グループホームの整備
- ・ 精神障がい者の地域包括ケア
- ・ 発達障がいや難病患者等への対応
- ・ 障がい者の権利擁護
- ・ 虐待の防止
- ・ 意思決定支援、成年後見制度利用促進



重点目標達成のための取り組み

1 障がい児

(1) 早期発見・情報共有の取り組み

発達の遅れや障がいを早期に受容することで、早期の療育が可能となります。また、専門的な療育と社会参画（ソーシャルインクルージョン）を通じて、社会生活上の困難を軽減することが期待されます。早期の対応は二次障がいを予防し、学齢期においては不登校、就労期には就職活動のつまずき等の軽減を期待することができます。

区では、乳幼児健診に伴う心理相談やあそびを通じた早期発達支援事業、CAP'S（児童館）の「ほっとサロン」等で、継続的に地域で支援を行い、支援側の気づきから、関係機関への紹介や連携を行ってきました。また、保育園等では、配慮が必要な園児に対し職員加算等で対応しつつ、保護者との情報共有に取り組んでいます。しかし、発達の遅れやつまずき、障がいの受容は、本人やその家族にとって勇気が必要なことであり、不安や悩みが生まれます。

そこで、区では、保護者から信頼されている医師会等関係機関と連携し、不安や悩みに対する相談支援、専門相談の機能を一層充実させつつ、発達の遅れやつまずき、障がいの早期発見・情報の共有について、一層取り組みます。また、早期発見に対応する専門的相談事業所（児童相談事業所）が大幅に不足しているため、民間参入を積極的に促進します。

また、国からは、今期計画の目標として、区内に最低1か所児童発達支援センターを設けるように示されています。区にはすでに2か所の児童発達支援センターが設けられていますが、人口規模等を踏まえつつ、望ましい相談体制の在り方についても検討を続けます。

(2) 軽度知的障がいや発達障がい等への対応と療育の充実

近年、関係機関の早期発見と情報共有が進み、保育園や幼稚園で配慮が必要な園児は増加しています。一方、幼児向けの児童発達支援事業所が不足し、待機児が発生しているため、民間参入を積極的に促進するとともに、区立福祉園の療育機能の拡充を検討します。

学齢期以降では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあります。特に情緒障がい等通級指導学級に通級する制度から、在籍校の特別支援教室における巡回指導に制度が変更になってから、指導を受ける児童の数が急増しています。学校での指導を通して、どのような目的を達成させるか、また、どのような課題を解決するかを明確にし、児童生徒が在籍する学校と、関係機関が連携を図り、それぞれの目標達成や課題解決に向けた支援が必要です。

また、これらの児童は、小学校から中学校に進学する際、情緒障がい等通級指導学級での指導を受けなくなる場合も見られます。これは、通常の学級での授業を受けることがなくなり、高校進学に不安があるなどの理由からと推測されますが、発達障がい等で療育を受ける機会は大幅に減少します。区では、情緒障がい等通級指導学級から特別支援教室での巡回指導を中学校でも順次展開し、利用しやすくします。

一方、放課後等デイサービスの利用状況は、その多くが肢体不自由・知的障がいの児童生徒であり、ほぼ毎日放課後等デイサービスを利用している状況が伺えます。手帳を持たない発達障がいの児童で、放課後等デイサービスを利用する人数は少なく、その多くが、あいキッズ等を利用していると推測されます。

学齢期における不登校、就労期における就職活動のつまずき等を軽減し、また、児童が成長に応じて社会に参画するために、専門的な療育と社会参画（ソーシャルインクルージョン）の双方が望まれます。手帳を持つ児童のあいキッズ活用や、手帳を持たない発達障がい児等への専門的療育について、先進的事例等を踏まえつつ、障がい特性や程度を踏まえた受け入れ態勢について、検討する体制を整えます。

さらに現在、放課後等デイサービスの参入が急激に行われ、サービスの質のばらつきが大きくなっています。児童発達支援事業とあわせて、連絡会等の開催によるノウハウの底上げとともに、指導体制の強化を検討します。

(3) 切れ目のない連携体制の「見える化」

障がい児の支援は、そのライフステージに応じて区の多くの部署で実施されており、近接部署は連携していますが、都や関係機関等も介在するため、区民目線では、障がい児施策全体像の把握が非常に難しくなっています。

そこで、幼児期、学齢期、就労期、いずれの時期においても、保護者等が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、区の各部署の相談機関を中心として、関係機関と連携を図ります。障がい児が直面している課題と、将来についての見通しの双方に対応できるような支援体制について分かりやすく整理し、保護者等への周知を図り、不安の軽減を図ります。

また、国からは、今期計画の目標として、保育所等訪問支援の事業所を設けるように示されています。相互の連携体制を強化するには、保護者の了解の下、関係機関の情報共有が欠かせないため、幼児期のソーシャルインクルージョンにおいて、保育園等と児童発達支援事業所の連携を促進するツールとして、保育所等訪問支援の活用を検討します。

さらに、学齢期においては学業不振や不登校、就労期においては就職活動でのつまづきなども、発達障がい疑われるケースもあり、関連部署と障がい児支援部署との連携を強化していきます。

なお、平成 28 年度の児童福祉法の改正に伴い、特別区についても児童相談所を設置できるようになりました。これにより、平成 32 年度以降なるべく早い時期に開設を目指し、特別区は共同して検討を進めています。区が児童相談所を設置することに伴い、今まで都の児童相談所で行っていた障がい児に関する相談や事務等についても、他の障がい児支援施策とあわせて、区が一体的に実施できることとなります。

区は、児童相談所の設置を見据え、児童と保護者にとって利用しやすい障がい児支援体制の検討を進めます。

(4) 重症心身障がい、医療ケアが必要な児童の対応

身体障がい児には1級や2級など重度の等級が多く、重複障がいも高い比率で見られます。一方、重症心身障がい児のうち、平成28年時点で、児童発達支援事業所の利用者は数名前後で、放課後等デイサービスの利用者は20名強です。

国からは、今期計画の目標として、区内に最低1か所、重症心身障がいに対応する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを設置するよう示されています。板橋区には、まだ重症心身障がいに対応する児童発達支援事業所がないため、区内の重症心身障がいの幼児の療育ニーズに対応しきれいていません。区は、重症心身障がいに対応する児童発達支援事業所の設置について検討します。また、児童発達支援事業所に通えない幼児には、国が新設する居宅訪問型児童発達支援の活用を検討するとともに、重症心身障がい向けの放課後等デイサービスについては、利用意向を把握しつつ、供給の確保に努めます。

医療的ケア児について、平成28年度の国の調査では、公立特別支援学校に通う医療的ケア児は東京都に695名います。同年に実施した区の独自調査では、公立特別支援学校に在籍する医療的ケア児は区内に65名おり、医療資源が豊富であることから、東京都全体の医療的ケア児の約1割が、板橋区に在住していると想定されます。

医療的ケア児は、そのニーズが多様であり、支援には、個別具体的な検討が必要です。国からは、医療的ケア児に対応するための会議体の設置が求められており、板橋区においては、地域自立支援協議会障がい児部会において、医療的ケア児に対応する専門会議を設置し、対応策の検討にあたります。また、保護者の負担も重くなりがちであることから、在宅レスパイトのための訪問看護事業等の検討を進めます。

2 障がい者

(1) 障がい者の社会参加促進

地域共生社会では、障がいのある人もない人も、地域で共に暮らし、共に働く社会を目指すべきです。そして、障がい者が地域で生活を送るためには、地域社会が障がいのある人との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障がい者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことが必要です。このとき、障がい者が主体性を持って力をつけていくことを促す観点から、周囲の人々の理解も重要となります。

障がい者の理解について、アンケートでは、区民全体からも、障がい当事者からも、学校での障がい理解のための教育や情報の提供が求められています。障がい理解を促進するため、学校での障がい理解の充実について検討します。

折から、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催を予定され、障がい者スポーツが取り上げられる機会も増えています。障がい理解の一つの方法として、障がいの有無や年齢に関係なく楽しめるユニバーサルスポーツを今後も推進し、障がい者理解や社会参画につなげていきます。

また、地域行事への障がい者の社会参加の促進等、地域住民との交流の場の増加も、区民全体からも、障がい当事者からも、求められています。区では、板橋区民まつりや赤塚梅まつり、板橋農業まつりなどの様々なイベントで、障がい者施設等の参加機会を設け、地域交流に努めてきました。今後も区が催す各事業等、さまざまな機会を通じて参加機会を確保するとともに、商店街等の地域主体が実施するイベントに、地域の福祉園等が共同参画することを支援する等、社会参加の場の充実を図り、障がい者理解につなげていきます。

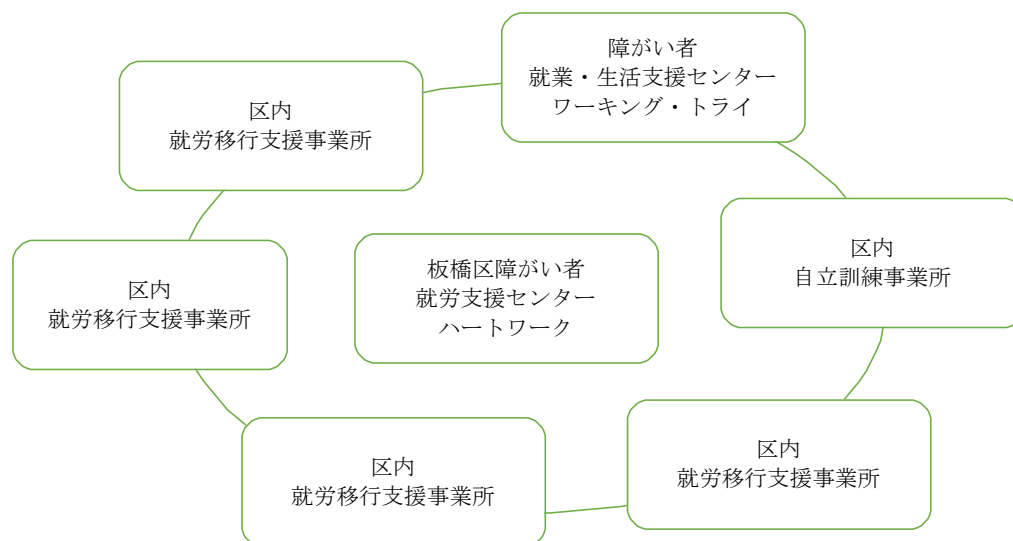
(2) 障がい者の就労支援、定着支援

障がい者雇用促進法により、意欲ある障がい者が就職しやすくなる環境が整いつつあります。また、障がい者の就労を支援する就労移行支援事業所が、区内外に設置され、利用が大きく伸びています。

一方で、就労は、障がい者の環境を大きく変え、また受け入れ先の障がいに対する理解が充分でなければ、早期離職の危険性が高まります。障がい者が長期就労するには、事前の十分な準備と、就職後の支援が必要です。

区では、従来から、板橋区障がい者就労支援センター（ハートワーク）を中心に、就職者数の拡大だけでなく定着支援に注力しており、近年は、ハートワークと区内の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所が連携し、移行支援期の十分な準備を促進するためのネットワークを構築しました。また、十分な訓練期間の確保するため、移行支援事業所を活用する前段階としての教育関係機関や自立訓練事業所との連携体制も望まれ、更なるネットワークを構築しつつあります。

就労移行支援ネットワーク



今般、国の制度改正により、主にハートワークが取り組んできた「就労定着支援」が障害福祉サービスとして位置づけられます。区は、就労定着支援の質

をより向上させるため、従来構築してきたネットワークを基礎としつつ、民間事業者の「定着支援」事業への参入とネットワークへの参加を促進し、地域全体としての支援能力向上に努めます。

なお、国は、平成 32 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行するとともに、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。

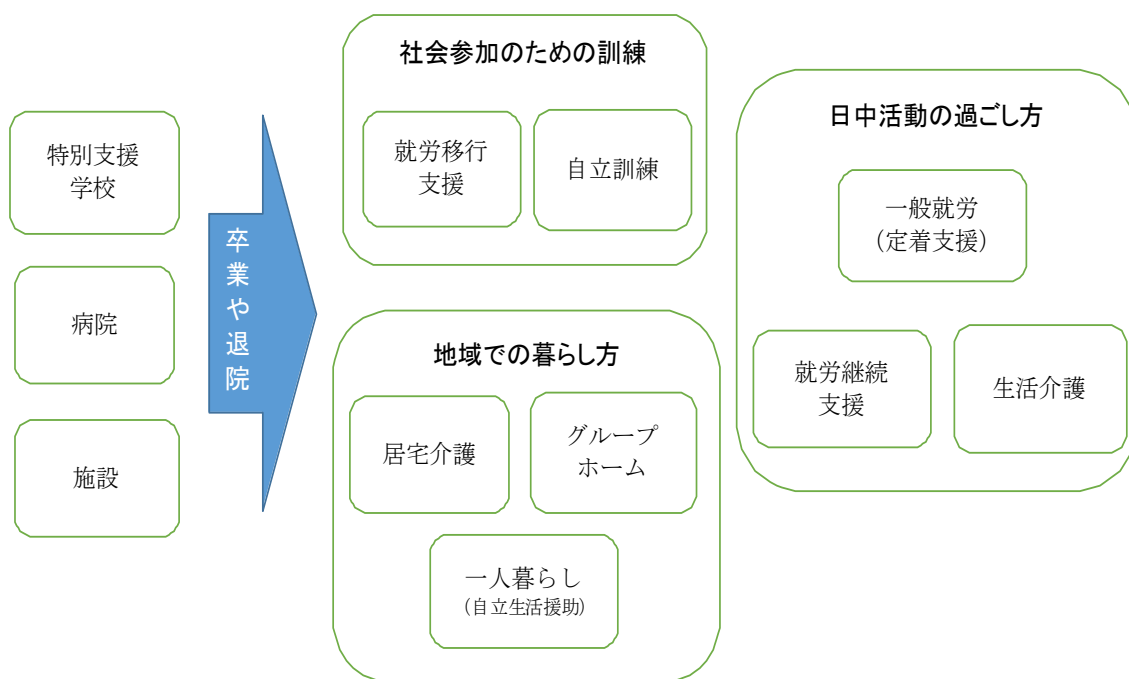
区の平成 28 年度の一般就労移行者は 52 名であり、平成 32 年度の目標は 78 となります。就労移行支援事業の利用者は、平成 28 年度は 164 名であり、平成 32 年度には 197 名が目標となります。

また、国は平成 32 年度末における就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることとしていますが、板橋区としては、一人ひとりの利用者の、長期就労に必要な訓練期間の確保を重視することから、就労移行率の増加よりも定着率の向上を重視していきます。就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする目標に対しては、板橋区では定着支援に注力し、平成 28 年度で 90%に到達しているため、現状を維持していくこととします。

(3) 地域生活支援拠点・グループホームの整備

多くの障がい者は地域で障がい福祉サービスを必要とせずに生活していますが、暮らしの状況や障がいの特性によっては障がい福祉サービスを必要とする場合もあります。例えば、病院に入院後、自立訓練を経て独立して就職する人、施設から退所してグループホームで仲間と暮らしながら就労継続支援を利用する人、特別支援学校を卒業して親と生活しつつ生活介護を利用する人など、さまざまな形で、地域で暮らし続けられるよう自立支援の体制を充実させます。

障がい福祉サービス利用のイメージ図



また、現在障がい福祉サービスを必要としない人でも、加齢等に伴う重度化や、親亡きあと、地域で暮らし続けることをサポートする仕組みも必要です。特に、親亡きあと、当事者が地域で暮らし続けるためには、事前に時間をかけて自立生活を訓練する仕組みが求められます。障がい者が地域で暮らし続けるため、地域生活支援拠点をベースに、地域で暮らし続けるためのネットワークを確立させ、特にグループホームを整備していきます。

なお、障がい者等の地域生活を支える地域資源を効率的に活用する仕組みとして、国は「共生型サービス」という新サービスの設置をする予定です。介護保険の指定を受ける事業者が障がい福祉サービスの指定も受けやすくなる仕組みと言われており、障がい福祉サービスの採算性の視点も踏まえ、「共生型サービス」の積極的な活用を検討します。

ちなみに、国では、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行するとともに、平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 %以上を削減することを基本としています。

板橋区では、平成 28 年度末の施設入所者は 397 名であり、平成 32 年度末には、36 名以上を地域移行し、8 名以上の入居者削減を目標としていきます。

また、国は、地域生活支援拠点について、平成 32 年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することと示しており、今後区においても、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

(4) 精神障がい者の地域包括ケア

長期入院状態にある精神障がい者の地域生活への移行を促進させるとともに、退院後の精神障がい者が安定して地域生活を送ることができるよう、医療機関をはじめとする関係機関による地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関が連携を図る協議体の整備を進めます。

国は、平成32年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしており、板橋区においても、地域自立支援協議会相談支援部会と連携する会議体として、設置に向けた検討を進めます。

なお、国は「自立生活援助」という新しいサービスを設置する予定です。グループホーム等を退所し、アパート等で一人暮らしをはじめめる障がい者を支援するサービスであり、主な利用者として、通過型グループホームを退所した精神障がい者等が想定されます。区は、精神障がい者の地域包括ケアの一環としても、「自立生活援助」をとらえ、事業者の参入を促進します。

(5) 発達障がいや難病患者等への対応

子どもの発達障がいについては、障がい児の項目をご確認ください。大人の発達障がいについては、発達障がい支援センターを設置し、発達障がいの相談に広く対応し、また関係団体等と協働して、相談機能の質の向上に取り組みます。

その上で、大人の発達障がいについては、学齢期以前での気づきだけでなく、大人になってから、対人関係や就労での問題、依存症や貧困問題等を通して顕在化することも想定されます。この場合、関係する支援機関が、相談等の第一窓口になるため、区は、関連機関との横の連携を深めて、大人の発達障がいに対応していきます。

難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行い、障がい福祉サービスの活用が促されるようにします。

高次脳機能障がいについては、自立支援協議会での部会を通じ、そのニーズの把握に努めます。

(6) 障がい者の権利擁護

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、地域自立支援協議会に権利擁護部会を立ち上げ、検討を進めています。区のイベント等の機会を通して、障がいへの理解の促進を図っていきます。

また、既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の取組が行われることや、配慮が必要な障がい者は手帳所持者に限られないことなど、広く区民・事業者に対する普及啓発を検討します。

(7) 虐待の防止

区の関係機関や、福祉施設等が連携し、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護に取り組んでいきます。具体的には、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携について、地域自立支援協議会相談支援部会等で周知を図ります。また、児童発達支援管理責任者等に対し、虐待防止に努め、早期発見と通報を行うよう求めています。地域生活支援拠点設置の際には、居室の確保を検討します。

(8) 意思決定支援、成年後見制度利用促進

知的障がい者や精神障がい者等、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護いたばしサポートセンターが中心になり、成年後見制度の積極的な利用の促進を図っていきます。

各重点目標達成のための取り組みで、取り上げた成果指標をまとめると、以下のようになります。

【表 本計画における成果指標一覧】

成果目標	基本指針に定める目標	目標
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	2か所以上
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	36名以上
	平成32年度末の施設入所者数	8名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	平成33年度設置予定
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	78名以上
	就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率	197名以上
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	90%以上

第5章



サービスの必要見込量と 確保のための方策

- 1 障がい福祉サービス等
- 2 地域生活支援事業
- 3 その他
- 4 ライフステージに対応したサービス提供体制

5

サービスの必要見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス等

利用実績及び利用者数や当事者のニーズ等をもとに、サービス見込量を設定します。

利用者の意向及びサービス提供事業者の動向等に注視しながら、見込量の確保を図ります。

地域生活支援事業

第4期までの利用実績と、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

利用者のニーズにあわせて、サービス提供事業者の参入を促進するなど、事業の充実を図り、見込量の確保に努めます。

その他

ライフステージに対応したサービス提供体制

障がいの種類や個々人の生活環境等状況に応じたきめ細かな支援に努めるとともに、ライフステージに応じて、関係機関との連携を図り、障がい者の生涯に寄り添う支援を行っていきます。

※現在、第4期までの利用実績、障がい者数の増加、人口推計による増加率等をもとに、今後の利用者数を勘案して、見込量を推計しています。なお、今回数値目標を定める障がい福祉サービス等は、以下のサービスになります。

1 障がい児向けサービス

(1) 通所系サービス

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児を対象に、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③ 居宅訪問型児童発達支援（新設）

重度の障がいなどの状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。

(2) 相談支援

① 障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けて「支援利用計画案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行い、「支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、「支援利用計画」の見直しを行います。

2 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、家事の支援等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人へ、自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人への、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

四肢の麻痺や寝たきりの状態並びに知的・精神障がいにより行動が著しく困難な状態で、常に介護を必要とし、意思疎通が難しい人に、居宅介護等包括的なサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な人への、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に、必要な訓練等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ、及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。

④ 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識、能力の向上訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識、能力の向上訓練を行います。

⑦ 就労定着支援（新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。

⑨ 短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※ 障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等で実施する「医療型」に分類されます）

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助（新設）

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）、精神科病院等から退所、退院した人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談、助言等を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や、日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③ 施設入所支援

施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとにモニタリングし、その結果等を勘案して、サービス等利用計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

施設や精神科病院等に入所、入院されているかたに対して、住居の確保や、地域での生活に移行するための、支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において、単身で生活するかたなどに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

第6章



計画の円滑な推進のために

- 1 円滑な推進に必要な支援策
- 2 計画の推進体制

6

計画の円滑な推進のために

円滑な推進に必要な支援策

行政においては、障がい者施策だけでなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策等との連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。本計画の円滑な推進のため、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて検討を進めます。

計画の推進体制

地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者等で構成される「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

自立支援協議会の定例部会と連携する会議体を設け、本計画で掲げた重点課題等を分会で審議し、“PDCAサイクル”の考え方に基づき、進行管理を実施していきます。



計画の円滑な推進のために

1 円滑な推進に必要な支援策

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて

例えば高齢者介護と発達障がい児の子育てを同時に行う、「ダブルケア」の家庭があったり、精神疾患やがん、難病の患者などに保健医療や就労など複数の分野にまたがって支援する必要があるったり、絡み合う様々な課題に対して、複合的に支援する仕組みづくりが求められています。行政においては、障がい者施策だけではなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策等との連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。一方で、地域共生や社会参画の視点からは、福祉の分野では、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が求められています。

身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。区は、今回策定する障がい福祉計画を円滑に推進する上でも、包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、今後検討をすすめていきます。

2 計画の推進体制

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者等で構成される「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

自立支援協議会には、本会と定例部会がありますが、定例部会の下に会議体を設け、今期の計画で掲げた重点課題等を審議し、障がい者施策全体と調和を図るとともに、議論を深め、PDCAを回していきます。

◎想定される、新たな自立支援協議会

1. 当事者部会
 - 1-1 大人の発達障がい会議（新規）
 - 1-2 グループホーム会議（組み込み）
2. 障がい児部会
 - 2-1 医療ケア・重症心身障がい会議（新規）
 - 2-2 児童発達支援事業会議（新規）
 - 2-3 放課後等デイサービス会議（組み込み）
3. 就労支援部会
 - 3-1 就労移行・就労定着会議（組み込み）
4. 権利擁護部会
5. 相談支援部会
 - 5-1 障がい児相談支援会議（新規）
 - 5-2 地域移行支援連絡会議（新規）
6. 高次脳機能障がい部会